

函館市中小企業融資制度一覧

(令和8年10月1日現在)

資 金 名	融 資 対 象	融 資 条 件				備 考	信用保証協会 信用保証
		資金使途	融資限度額(万円)	融資期間(うち据置期間)	融資利率(固定金利)		
一 般 支 援 資 金	仕入・決済資金等が必要な方	運 転	4, 0 0 0	1 0 年以内 (2 年以内)	2. 8 0 %以内 経営改善企業 2. 3 0 %以内	別に保証料が必要。 資金使途については、運転・設備の併用も可。ただし、運転資金の融資条件の範囲内とする。	保証必須
	設備の設置・改善資金が必要な方	設 備	6, 0 0 0	1 5 年以内 (3 年以内)	1 0 年以内 2. 8 0 %以内 経営改善企業 2. 3 0 %以内		
					1 0 年超 3. 2 0 %以内 経営改善企業 2. 7 0 %以内		
小 口 フ ァ イ ト 資 金	小規模事業者で運転資金や設備資金が必要な方	運 転 設 備	2, 0 0 0	1 0 年以内 (1 年以内)	2. 5 0 %以内 経営改善企業 2. 0 0 %以内	別に保証料が必要。	小口零細企業 保証必須
産 業 活 性 化 資 金	設備の近代化や新分野の事業への進出を行う方	設 備	2 0, 0 0 0	1 5 年以内 (3 年以内)	3. 0 0 %以内 経営改善企業 2. 5 0 %以内 ※ 下記優遇対象 2. 5 0 %以内		必要により 保証付き
チ ャ レ ン ジ 資 金	新たに開業しようとする方等	運 転 設 備	2, 0 0 0	1 0 年以内 (2 年以内)	2. 8 0 %以内 中心市街地での開業 2. 3 0 %以内	保証を付けない場合は、開業に要する資金の30%以上の自己資金が必要。	
D X ・ 生 産 性 向 上 資 金	D X推進・生産性向上のための設備資金が必要な方	設 備	6, 0 0 0	1 5 年以内 (3 年以内)	1 0 年以内 2. 3 0 %以内 1 0 年超 2. 7 0 %以内	函館市D X・生産性向上補助金の設備導入補助事業およびD X環境整備補助事業の交付事業が対象。	
協 同 組 合 等 事 業 資 金	組合員のための施設の設置や改善を行う協同組合等またはその組合員	設 備	3, 0 0 0 組合等 2 0, 0 0 0	1 5 年以内 (3 年以内)	2. 6 0 %以内	協同組合等は、市内に事業所を有する中小企業者が組合員の3分の2以上を占めていることが必要。	
緊 急 対 策 資 金	地震・風水害・経済危機等の被害により経営の安定を図る資金が必要な方	運 転	1, 0 0 0	1 0 年以内 (2 年以内)	2. 7 0 %以内	【適用している災害等はありません】	
		設 備	3, 0 0 0	1 5 年以内 (3 年以内)	1 0 年以内 2. 7 0 %以内		
					1 0 年超 3. 1 0 %以内		

注1) 上記の利率は、令和9年4月1日以降、金融情勢により変更することがあります。

注2) 担保・保証人は信用保証協会または取扱金融機関の定めるところによるものとし、担保が必要な場合は、別に担保手数料が必要となる場合があります。

注3) 設備資金は、対象となる設備投資が市内で実施されるものに限ります。

注4) 産業活性化資金、チャレンジ資金、D X・生産性向上資金、協同組合等事業資金、緊急対策資金は、函館商工会議所への提出書類も必要です。

注5) 融資予定額に達した場合は、年度の途中であっても取り扱いを打ち切ることがあります。

注6) 借り換えについては、信用保証協会の保証付きの函館市の中小企業融資制度資金を一般支援資金、小口ファイト資金または信用保証協会の保証付きの緊急対策資金で借り換える場合および信用保証協会の保証付きの北海道の中小企業制度融資資金や金融機関の資金を一般支援資金で借り換える場合に限りできることとしています。

※ 産業活性化資金における優遇利率対象：自然エネルギー発電施設の新増設用資金
店舗、工場等の施設の耐震改修用資金